

公示第184号  
令和7年1月20日

業 者 各 位

支出負担行為担当官  
防衛装備庁長官官房会計官付  
経理室長 木暮 聡  
(公 印 省 略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別紙のとおり改正し、令和7年1月20日より適用しますので、お知らせします。ただし、別紙様式第36及び別紙様式第42の改正規定は、令和7年4月1日から適用します。

添付書類：別紙

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">入札及び契約心得（地方調達）</p> <p>1.3 資料の提出又は提示<br/>相手方は、防衛装備庁（地方調達）に資料を提出又は提示する場合には、<u>不真正な資料</u>を提出又は提示してはなりません。</p> <p>[項を削る。]</p> <p><u>10.3.2～10.3.3</u> [略]</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第1－1<br/>公告</p> <p>4 参加資格<br/>①～② [略]<br/>③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「○○○○○」の「○」、「○」、「○」又は、「○」等級に格付され○○○○地域の競争参加資格を有する者。<u>また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、○年○月○日(○)○○時○○分までに当該要件を証する書類等を提出すること。</u></p> <p>④～⑥ [略]</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第1－2<br/>公告</p> <p>4 参加資格<br/>①～② [略]<br/>③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資</p> | <p style="text-align: center;">入札及び契約心得（地方調達）</p> <p>1.3 資料の提出又は提示<br/>相手方は、防衛装備庁（地方調達）に資料を提出又は提示する場合には、<u>虚偽の資料</u>を提出又は提示してはなりません。</p> <p><u>10.3.2</u> 資料の提出又は提示について<br/>契約の相手方は、契約担当官等に資料を提出又は提示する場合には、虚偽の資料を提出又は提示してはなりません。</p> <p><u>10.3.3～10.3.4</u> [同左]</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第1－1<br/>公告</p> <p>4 参加資格<br/>①～② [同左]<br/>③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「○○○○○」の「○」、「○」、「○」又は、「○」等級に格付され○○○○地域の競争参加資格を有する者。</p> <p>④～⑥ [同左]</p> <p style="text-align: center;">別紙様式第1－2<br/>公告</p> <p>4 参加資格<br/>①～② [同左]<br/>③ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資</p> |

格)「〇〇〇〇〇」の「〇」、「〇」、「〇」又は、「〇」等級に格付され〇〇〇〇地域の競争参加資格を有する者。また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、〇年〇月〇日(〇)〇〇時〇〇分までに当該要件を証する書類等を提出すること。

④～⑥ [略]

別紙様式第36

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

(不真正な資料の提出等に対する違約金)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) [略]

(2) 防衛省(甲を含む。以下同じ。)が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。)の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合

(4) 防衛省が行う制度調査、原価監査その他の調査等に際して、資料を提出又は提示する場合

(5) 乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合

格)「〇〇〇〇〇」の「〇」、「〇」、「〇」又は、「〇」等級に格付され〇〇〇〇地域の競争参加資格を有する者。

④～⑥ [同左]

別紙様式第36

資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) [同左]

(2) 甲が行う経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。)の算定に際して、資料を提出又は提示する場合

[号を加える。]

(3) 甲が特約条項に基づいて行う原価監査等に際して、資料を提出又は提示する場合

[号を加える。]

2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、返納すべき超過利益の確定以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が不真正な

2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、返納すべき超過利益の確定以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示していたことを、契約代金の最終の支払い以降において甲が基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が虚偽の資

資料を提出し、若しくは提示し、又は不  
実の説明を行っていたことにより、本契  
約で防衛省に損害が発生したことを、契  
約代金の最終の支払い以降において甲が  
基本契約条項第〇〇条に規定する調査に  
より確認したときは、甲が乙に支払った  
金額と乙が契約の履行のために実際に支  
出し、又は負担した費用に契約締結後の  
乙の努力により低減した費用及び適正な  
利益を加えた金額との差額のうち当該不  
真正な資料の提出若しくは提示又は不実  
の説明に起因して契約金額が増加したと  
認められる部分の2倍の金額を、違約金  
として甲に支払うものとする。

5 [略]

(1) 乙が、防衛省が実施を通知した次条  
に規定する制度調査を拒み、又は当該  
制度調査の対象、方法、期間等を制限  
することを求めた場合であって、当該  
制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該  
制度調査が終了した日若しくは当該制  
度調査が中断した日から3年以内又は  
当該制度調査の期間中に不正行為が発  
覚したとき 4倍の金額

(2)・(3) [同左]

6 第2項から前項までの規定にかかわら  
ず、第1項各号に掲げる場合において、  
乙が過失（重過失を除く。）により不真  
正な資料を提出し、若しくは提示し、又  
は不実の説明を行ったときは、違約金の  
支払いを要さない。

7 [略]

別紙様式第42

輸入品等に関する契約に係る  
資料の信頼性確保及び輸入調  
達調査の実施に関する特約条  
項

料を提出し、又は提示していたことを、  
契約代金の最終の支払い以降において甲  
が基本契約条項第〇〇条に規定する調査  
により確認したときは、甲が乙に支払っ  
た金額と乙が契約の履行のために実際に  
支出し、又は負担した費用に契約締結後  
の乙の努力により低減した費用及び適正  
な利益を加えた金額との差額のうち当該  
虚偽の資料の提出又は提示に起因して契  
約金額が増加したと認められる部分の2  
倍の金額を、違約金として甲に支払うも  
のとする。

5 [同左]

(1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ  
。）が実施を通知した次条に規定する  
制度調査を拒み、又は当該制度調査の  
対象、方法、期間等を制限することを  
求めた場合であって、当該制度調査の  
実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が  
終了した日若しくは当該制度調査が中  
断した日から3年以内又は当該制度調  
査の期間中に不正行為が発覚したとき  
4倍の金額

(2)・(3) [同左]

6 第2項から前項までの規定にかかわら  
ず、乙が過失（重過失を除く。）により  
不実の資料を提出し、又は提示したとき  
は、違約金の支払いを要さない。

7 [同左]

別紙様式第42

輸入品等に関する契約に係る  
資料の信頼性確保及び輸入調  
達調査の実施に関する特約条  
項

(不真正な資料の提出等に対する違約金)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) [略]

(2) 防衛省（甲を含む。以下同じ。）が行う手数料算定に際して、資料を提出又は提示する場合

(3) 甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合

(4) [略]

(5) 乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する場合において乙が不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 [略]

(1) 乙が、防衛省が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき

(虚偽の資料の提出等に対する違約金)

第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。

(1) [同左]

(2) 甲が行う手数料算定に際して、資料を提出又は提示する場合

[号を加える。]

(3) [同左]

[号を加える。]

2 乙は、前項各号のいずれかに一に該当する場合において乙が虚偽の資料を提出し、又は提示したことを、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。

3 [同左]

(1) 乙が、防衛省（甲を含む。以下同じ。）が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中

|  |   |
|--|---|
| <p>4 倍の金額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>第1項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、</u>違約金の支払いを要さない。</p> <p>5 [略]</p> | <p>不正行為が発覚したとき 4倍の金額</p> <p>(2)・(3) [同左]</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、</u>違約金の支払いを要さない。</p> <p>5 [同左]</p> |
| <p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>   |   |